

企画土木常任委員会資料

(平成21年5月21日)

- 1 自社施工の改正について【県土総務課】……………1ページ
- 2 鳥取県土木防災ボランティアの活動について【技術企画課】……………2ページ
- 3 損害賠償訴訟の提起について【道路企画課、道路建設課】……………3ページ
- 4 大橋川改修事業に係る中海護岸整備について【河川課】……………5ページ
- 5 鳥取市中砂見地内の治山工事現場における死亡事故について【治山砂防課】……6ページ
- 6 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路企画課、道路建設課】……………8ページ

県 土 整 備 部

自社施工の改正について

平成21年5月21日
県土総務課

県土整備部では、「自社施工監督要領」を定め、特定の発注工種については専門性を活かすために請負業者自身による施工（自社施工）を求めていたが、現行制度は労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣を誘発する可能性があるとの指摘もあるため、あらたに「自社施工対象工事適正実施要領」を制定する。

【概要】

- 1 自社施工対象工事は、原則全て自社の常勤職員、保有機械等による施工を義務付ける。

発注工種区分	改正前	改正後
法面植生工 法面保護工 アンカー工 交通安全施設 造園工事 区画線工 塗装一般	技術者及び作業員の1/2以上が自社職員	自社施工体制通知書に記載した自社職員・保有機械等以外のものを対象部分の施工現場に使用してはならない。 ただし、交通安全施設、区画線工については、一部の軽作業について自社職員以外の者の従事を認める。
アスファルト		自社施工体制通知書に記載した保有機械等を同通知書に記載の自社職員が操作して対象部分を施工しなければならないが、その他の施工部分については自社職員以外の者を下請業者等として使用可能。

- 2 自社施工違反が認められた場合は、資格停止の対象とし、翌年度の総合評価入札及び限定公募型指名競争入札の現場体制点において減点する。

●現地確認（不適切）→監督員等の是正指示→再度の現地確認（不適切）
→文書指導及び資格停止等の検討（資格停止の場合、現場体制点の減点）

- 3 経過措置として、当分の間、特定JVでの施工も認める。（個別の入札において入札参加者が自動的に単独かJVかを決定し応札。JVで参加した者は、単独で当該入札に参加することはできない。）

- 4 適用予定 平成21年6月中旬

鳥取県土木防災ボランティアの活動について

平成21年5月21日
技術企画課

災害発生時において迅速に公共土木施設の災害復旧を図るため、被災情報の通報、被害拡大防止のための助言等について自発的な支援活動を行うことを目的として、平成13年度に「鳥取県土木防災ボランティア」を創設。

このたび、平成21年度から活動内容の拡充を図り、実務経験豊富な土木防災ボランティアの協力を得ることにより、災害発生から災害査定までの短期間に集中する業務について迅速に対応するとともに、通常時においてもその知識を活用し、公共土木施設の災害を未然に防ぐ対策を講じることとした。

記

1 活動内容の展開(H21年度～)

○活動内容を追加

従来の活動	今回追加の活動
<p>《被災後の活動》</p> <p>※ 自発的な活動</p> <ul style="list-style-type: none">■被災情報の通報■被害拡大防止のための助言■道路交通の状況報告	<p>《災害予防・被災前後の活動》</p> <p>※ 要請による活動を追加</p> <ul style="list-style-type: none">■災害査定に係る技術的助言■橋りょう及び堤防等の危険箇所点検■災害防止に関する普及啓発活動

2 内容拡充による効果

- (1) 経験豊富なボランティアからの技術・知識の伝承により職員の技術力が向上。
- (2) 橋りょう点検及び堤防点検については、点検人員の増により、大幅な点検期間の短縮や点検箇所の拡大。

《参考》登録者数（東部地区：34名、中部地区：13名、西部地区：19名　【合計 66名】）

活動項目	活動人員	活動内容
①災害査定に係る技術的助言	31名	総合事務所管内の被災現場で復旧工法、写真撮影方法等の助言・指導
②橋りょう点検	28名	点検計画箇所の目視点検
③堤防点検	33名	徒步にて堤防の点検
④災害防止に関する普及啓発活動	20名	団体（学校等）へ災害防止に関する普及啓発活動
◆従来の活動	66名 (登録総数)	被災状況及び道路交通状況の報告

※①～④については、所管する総合事務所の要請により出動し、880円／時間 の報償費を支払う。

損害賠償請求訴訟の提起について

平成21年5月21日
生活環境部景観まちづくり課
生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
県土整備部道路企画課・道路建設課
西部総合事務所県民局・県土整備局

鳥取地方裁判所米子支部に訴訟が提起され、平成21年5月1日に受理しましたので、その内容等について報告します。

1 原告 米子市 男性

2 被告 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）

3 請求の趣旨

- (1) 被告らは原告に対して、道路法第42条違反により損害を受けた車の修理代86,898円を国家賠償法2条により支払え。（道路企画課）
- (2) 被告らは原告に対して、上記のことを西部総合事務所に上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対して、20万円を支払え。（西部総合事務所県土整備局）
- (3) 被告らは原告に対して、道路法70条違反により、200万の賠償を国家賠償法2条で求める。（道路建設課）
- (4) 被告らは原告に対して、都市計画法違反で国家賠償法1条①で2640万の賠償を求める。（景観まちづくり課）
- (5) 被告 鳥取県 その代表者知事は原告に対して、墓地埋葬等に関する法律違反により、外江町3349番地、2976-3番地、2976-4番地、2977番地、2978番地1、2978-2番地、2974-4番地の墓地48名に撤去命令を出さない行為、2982-2に住めなくなった。よって国家賠償法1条①により1900万の賠償を求める。（くらしの安心推進課）
- (6) 被告らは原告に対して、平成20年11月、12月に異議申立書を出しに西部総合事務所県民局に行ったら、受付しない、帰れと退去命令書を出す、暴行を職員から2回受けた事で国家賠償法1条①で120万の賠償を求める。（西部総合事務所県民局）
- (7) 裁判費用は、被告らの負担とする。
との判決（及び仮執行の宣言）を求める。

損害賠償等請求合計額48,886,898円

4 請求の理由

- (1) 主要地方道米子境港線（米子市大篠津町地内）にあった段差のため、毎日走行するうちに車両に不具合が生じ、平成20年11月30日にはタイヤ変形等により操縦不能となったとして、国家賠償法第2条により車両修理代の支払を求めるもの。
- (2) 平成20年12月8日に西部総合事務所県土整備局へ上記のことを請求に行った時、職員に暴行を受けた損害に対し支払を求めるもの。
- (3) 昭和54年までに境港市外江町地内の道路を高くされ人や車が出入りできなくなったとして、国家賠償法第2条により道路の段差解消費用等の支払を求めるもの。
- (4) 市街化調整区域（境港市外江町）における開発許可申請書を平成12年2月提出したが、その場所には建てられませんと突き返された。建設大臣に審査請求をするため不許可文書を求めたが、もらえない。銀行から1億円借りる約束をしていたため、現在の土地と家を購入したが、今でも建設大臣の許可をもらい外江町に家を建てたい。国家賠償法第1条第1項に基づき損害に対して支払いを求めるもの。
- (5) 境港市外江町の墓地経営に係る境港市の許可（平成15年2月7日付）は違法であり、県が墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなったとして、賠償を求めるもの。
- (6) 平成20年11月26日及び平成20年12月8日に異議申立書を持参したが受け取らず退去命令をだし、職員に2度にわたり暴行を受けた損害に対して支払いを求めるもの。

5 今後の対応（応訴方針等）

原告の請求は不当であることから、和解は考えず、反訴も見すえながら争うものとする。

6 経緯等

(1) 紛争の概要

「県道に存在した段差通過時の衝撃で車両が損傷した」、「西部総合事務所職員に暴行を受け負傷した」、「外江町2203に面した側溝を高くされ人や車の出入りができなくなった」、「市街化調整区域（境港市外江町）における開発許可申請の不許可文書がもらえないため建設大臣への審査請求ができない」、「墓地の撤去命令を出さないため、許可墓地付近にある旧住居に住めなくなった」と原告が主張している。

(2) 経緯

- ・H20.11.26 窓口対応（西部総合事務所県民局で暴行を受けたと主張）
- ・H20.11.30 事故発生（道路法42条違反と主張）
- ・H20.12.8 窓口対応（西部総合事務所国土整備局で暴行を受けたと主張）

<少額訴訟>

- ・H21.1.13 訴状受領
- ・H21.2.9 答弁書提出
- ・H21.2.17 第1回口頭弁論⇒原告が訴えを取り下げ

<通常訴訟>

- ・H21.2.17 訴訟提起
- ・H21.5.1 訴状受領
- ・H21.5.26 答弁書提出期限
- ・H21.6.2 第1回口頭弁論（予定）

大橋川改修事業に係る中海護岸整備について

平成 21 年 5 月 21 日
河 川 課

1 境港市、米子市の調整状況

(1) 境港市

○中海護岸整備の考え方等について、境港市から知事あてに要望書が提出され、現在、国土交通省中国地方整備局に見解を照会中

〔要望事項〕

- ① 外江貯木場は国が実施主体となって整備内容を示すこと
- ② 渡漁港の具体的な整備概要を地元に提示すること
- ③ 米子空港北側の具体的な整備概要を明確にすること
- ④ 暫定堤防高 2.5 m の安全性について、専門家を交えて市民に解りやすい説明を行うこと
- ⑤ 内水対策について国は積極的な支援を行うこと

○中海護岸整備に関する市民説明会

要望事項④に関連した、市民説明会を以下の日程で開催予定。

- ・日 時；平成 21 年 5 月 23 日（土）13 時 30 分～15 時
- ・場 所；境港市市民会館 大会議室
- ・学識経験者；鳥取大学大学院 柏見教授

(2) 米子市

○中海護岸整備については、改めて要望書は提出しないが、既に申し入れている事項を実施してもらうこと

〔申し入れ事項〕

- ① 旗ヶ崎承水路の実施主体と整備方法を明確にすること
- ② 内町の下水ポンプ場前面の護岸整備について、10 年以内に対応すること
- ③ 内水対策について国は積極的な支援を行うこと（旗ヶ崎承水路付近、空港南側の葭津地区）

○そのほか、新たに以下の申入れがあった

- ① 中海の流動（流向・流速）に係るモニタリングの箇所を追加してもらいたい
- ② 境港市と同様に市民説明会を開催してもらいたい（テーマは市内部で検討中）

2 国との調整状況

(1) 境水道

境水道の護岸計画について、関係者（国、市、境港管理組合及び県）で調整中。

(2) 外江貯木場

貯木場の堤防開口部の取扱方針について、国が民間業者と調整中。

鳥取市中砂見地内の治山工事現場における死亡事故について

平成21年5月21日
治山砂防課

5月12日午後2時40分頃、鳥取市中砂見地内の治山工事現場で、発生した死亡事故について報告します。

1 事故の状況

午後2時40分頃、鳥取市中砂見地内の治山工事において、谷止工床堀に係る測量作業中、斜面上の石が落下し、現場代理人（男性：52歳 株式会社サカエ従業員）が受災した。救急隊員が現場に駆け付けた際には死亡が確認され、その後、警察により搬送された。

詳細は現在調査中である。

2 工事の概要

- (1) 工事名 中砂見地区予防治山工事
(2) 請負業者 株式会社サカエ
(3) 位置 鳥取市中砂見
(4) 工期 平成20年12月5日～平成21年7月25日
(5) 工事請負額 28,140,000円
(6) 工事の内容 谷止工 1基、工事用仮設道路 260m

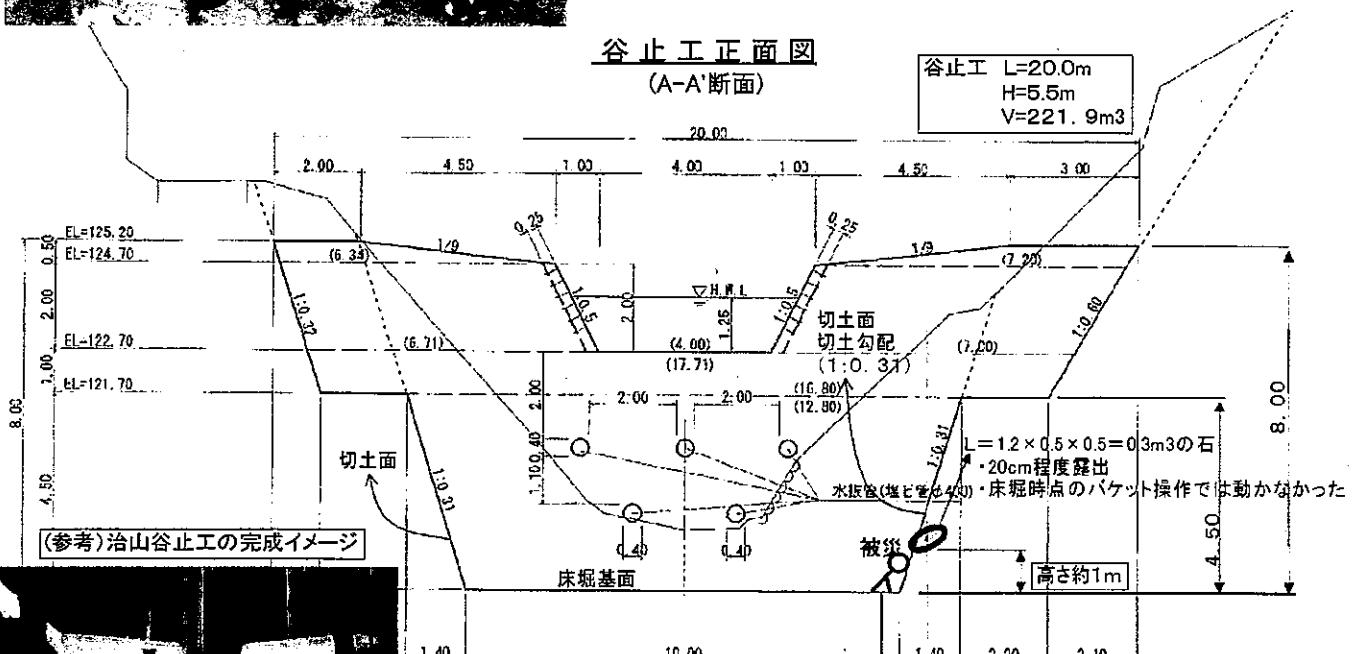
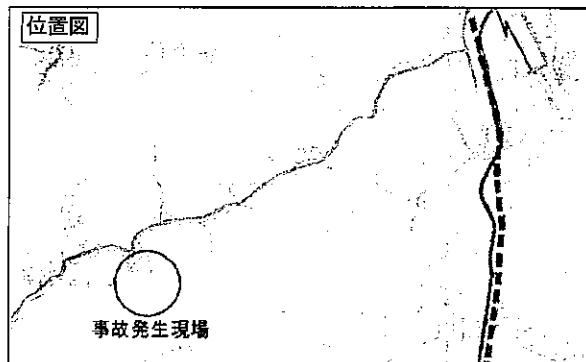
- (7) 工事の目的 中砂見集落の背後地の溪流が浸食を受けており、不安定土砂も堆積しているため、谷止工を施工し不安定土砂の移動を防ぐとともに、溪流の浸食を防止し土砂流出防備機能の向上を図る。

- (8) 当日の作業内容 現場代理人を含む6名で作業。うち2名が床堀面の測量作業。残る4名は別の離れた箇所で残土の搬出作業を行っていた。

- (9) 事故の発生状況 谷止工の床堀をほぼ完了しており、切取面の高さ1m程度の箇所に、切取面から0.2m程度露出した石があったが、掘削当時バックホウでは動かなかった。現場代理人が床堀面を測量確認中、スプレーでマーキングするため、斜面に向かって前屈みに頭を下げた時に、1.2×0.5×0.5m程度の石が落ちてきて受災した。

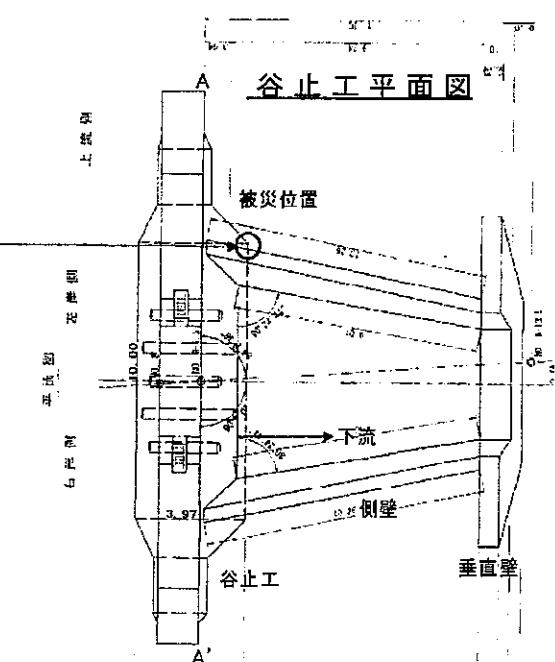
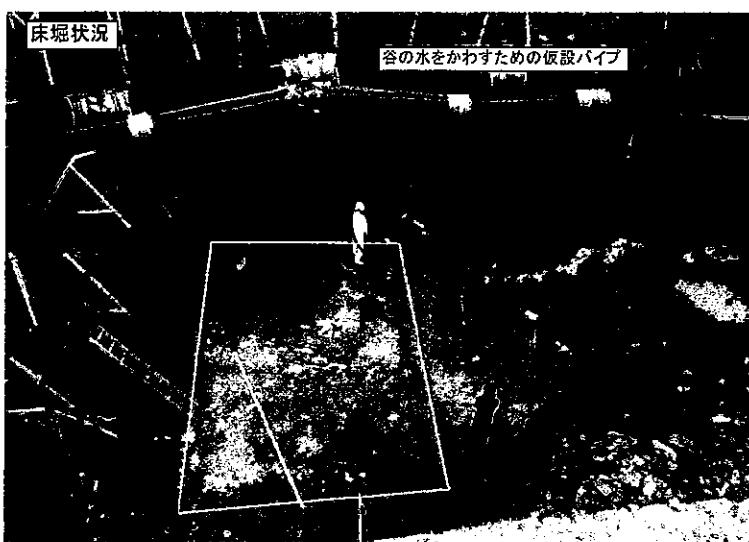
- (10) 今後の対応 事故の詳細原因は警察、労働基準監督署等が調査中であるが、県では、各発注機関や各建設関係団体へ工事中の安全管理について再度徹底を図っていく。なお、東部総合事務所長名で（社）鳥取県建設業協会東部支部長並びに管内各工事請負者あてに「工事施工に係る安全の確保について」と題する依頼文書を5月12日付けで発出済である。

5月12日発生 鳥取市中砂見地内における治山工事の事故概要



【被災者：男性(52歳：現場代理人)】

- ・床堀完了の測量中。
- ・スプレーでマーキングするため斜面に向かって前屈みに頭を下げる。
- ・その際、石が抜け落ちて頭を直撃した。(午後2時40分頃)
- ・石が落ちてきた原因は不明(調査中)



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路企画課 〔中部総合事務所 県土整備局〕	市道野添1号線改良工事(2工区) (交通安全統合補助代行)	倉吉市 閑金町 高 明	株式会社電道組 代表取締役社長 重道 正人	(当初契約額) 106,260,000円	平成21年3月27日～ 平成21年11月18日	(当初契約年月日) 平成21年3月27日	
道路建設課 〔八頭総合事務所 県土整備局〕	県道河原インター線改良工事(1 工区)(補助改良)	鳥取市 河原町 三 谷	中央建設株式会社 代表取締役 西田 正人	(第1回変更後契約額) 104,538,000円 〔 △1,722,000円 (変更額)〕		(第1回変更契約年月日) 平成21年4月23日	
道路建設課 〔八頭総合事務所 県土整備局〕	県道河原インター線改良工事(2 工区)(補助改良)	八頭郡 八頭町 岡 船	二おけ建設株式会社 代表取締役社長 山根 敏樹	(当初契約額) 151,830,000円 〔 △0円 (変更額)〕	平成20年8月20日～ 平成21年3月13日	(当初契約年月日) 平成20年8月20日	
				(第2回変更後契約額) 153,303,150円 〔 △1,473,150円 (変更額)〕	変更後工期 平成21年4月30日	(第1回変更契約年月日) 平成21年3月12日	
						(第2回変更契約年月日) 平成21年4月30日	
				(当初契約額) 159,600,000円 〔 △1,477,350円 (変更額)〕	平成20年8月20日～ 平成21年3月13日	(当初契約年月日) 平成20年8月20日	
				(第2回変更後契約額) 161,077,350円 〔 △1,477,350円 (変更額)〕	変更後工期 平成21年3月23日	(第1回変更契約年月日) 平成21年2月20日	
				(第3回変更後契約額) 160,843,200円 〔 △234,150円 (変更額)〕		(第2回変更契約年月日) 平成21年3月19日	
						(第3回変更契約年月日) 平成21年4月30日	

【変更分】

国土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 〔中部総合事務所 国土整備局〕	国道179号改良工事(1工区) (補助改良)	倉吉市 海田南町	株式会社井中組 代表取締役 井中 純二	(当初契約額) 117,600,000円	平成20年10月14日～ 平成21年3月13日	(当初契約年月日) 平成20年10月14日	

(第1回変更後契約額)
117,600,000円
(変更額)
0円

(第2回変更後契約額)
117,749,100円
(変更額)
149,100円

(第3回変更後契約額)
121,793,700円
(変更額)
4,044,600円